

お し ら せ

◆保険薬局である旨の標示

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。どの保険医療機関の処方箋でも応需します。

◆保険薬局に係る厚生大臣の定める揭示事項

・当薬局は 1339 品目以上の医薬品を備蓄するとともに、医薬品医療機器情報配信サービス[PMDA メディナビ]に登録することにより、常に最新の医薬品情報を収集し、保険薬剤師に周知しています。

※施設基準とその内容

(3)緊急時の調剤に対応できる体制 (24 時間)を整備しています。(連絡先は下記参照)

(8)医師の指示がある時は、在宅で療養をされている患者様宅を訪問して服薬指導を行います。

(15)栄養・食生活、寝台活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒・喫煙など生活習慣全般に係る相談についても応需・対応し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取り組みを行っています。

・当薬局は、保険調剤に係る医薬品以外の医薬品に関するものも含め、患者ごとに服用薬剤の種類や経過などを記録した「薬剤服用歴」を作成し、調剤の都度、取扱いの注意、薬によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、また複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックしています。

・当薬局は、医師の指示がある時は、在宅で療養をされている患者様宅を訪問して服薬指導等を行います。

◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）について

当薬局は、後発医薬品調剤体制加算を算定し、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の取り扱いを行っております。ただし、お薬によっては変更が出来ないものもございますので薬剤師までご相談ください。

◆調剤料の夜間・休日等加算の対象となる曜日・時間帯について

当薬局は、月曜日～金曜日の 19 時以降、土曜日の 13 時以降、年末年始の店舗営業日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は夜間・休日等加算を請求させていただきます。（日・祝日は除く）
（1 割負担の方で 40 円ほど、3 割負担の方で 120 円ほど追加されます。ご了承ください。）

◆取扱い公費負担医療

健康保険法、労働者災害補償保険法、生活保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、障害者自立支援法、小児慢性特定疾病医療、難病の患者に対する医療等に関する法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、埼玉県特定疾患等医療、子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療(加須市)

◆薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

1.許可の区分の別	薬局	許可番号	111849 号	
2.薬局の開設者、開設許可証の記載事項	薬局の開設者	加須市薬剤師会 会員 加茂 仁		
	許可年月日	令和 2 年 1 月 1 日	有効期限	令和 7 年 12 月 31 日
	薬局名称	加茂薬局		
	所在地	埼玉県加須市北篠崎 1493		
	電話番号	0480-68-5971	FAX 番号	0480-68-4451
3.薬局の管理者	加茂 仁(個人情報取扱責任者)			
4.勤務する薬剤師、登録販売者の氏名	薬剤師	加茂 和		
	登録販売者			
5.取り扱う医薬品の区分	要指導医薬品・第1類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品			
6.勤務者の区別	薬剤師	白衣の着用 名札には氏名及び薬剤師と明記しております		
	登録販売者			
	その他の勤務者			
7.営業時間	月・火・水・木・金・土曜日(日・祝日除く) 8時30分～19時00分			
	時間外の対応連絡先	090-6937-1073		
8.緊急時・相談時の連絡先		090-6937-1073		

◆調剤報酬に係る下記の施設基準を地方厚生局に届出をし、算定しております

●調剤基本料 1●地域支援体制加算 1●後発医薬品調剤体制加算 3●かかりつけ薬剤師指導料

●特定薬剤管理指導加算 2●在宅患者訪問薬剤管理指導料●在宅薬学総合体制加算 2●在宅中心静脈栄養法

加算●在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算●医療 DX 推進体制整備加算 3●連携強化加算

◆要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

1～7.要指導医薬品、第1類・第2類（指定含む）・第3類医薬品の販売について

分類と外箱表示		定義	陳列方法	情報提供	対応する 専門家
要指導医薬品		副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による情報提供(要指導は対面)を適切に行う為、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れない場所に陳列します。	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います。	薬剤師
一般用医薬品	第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの (要指導医薬品を除く)			
	指定第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずる恐れがある医薬品(要指導・第1類医薬品は除く)	情報提供を行う場所の近く(情報提供場所から7m以内)	禁忌(やってはいけないこと)の確認が必要	薬剤師 または 登録販売者
	第2類医薬品	注)指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品です。			
	第3類医薬品	その他			

8.健康被害救済制度の解説

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を正しい目的、正しい方法で使用したにも関わらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合、医療費や年金等の給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度です。対象は、昭和55年5月1日以降に使用した医薬品によって発生した副作用による疾病、障害、及び死亡です。ただし、他人の薬を使った場合、予防接種や抗がん剤・免疫抑制剤など一部の医薬品を使った場合、救命のため緊急で大量の医薬品を使った場合などは、対象外となります。

生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品を適正に使用したにも関わらず発生した感染等による健康被害者に対して各種の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を目的とした公的な制度です。

対象は、平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品が原因で感染等による疾病（入院を必要とする程度のもの）、障害（日常生活が著しく制限される程度のもの）及び、死亡です。感染後の発症予防のための治療、二次感染者のうち、給付要件に該当するものも救済の対象となります。

※問い合わせ先…独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 TEL:0120-149-931

受付時間：月～金(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分

9.個人情報の適正な取扱いを確保するための措置

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適正に取り扱っております。また、当薬局における個人情報の利用目的は次に掲げる事項です。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- ご家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 外部審査機関への情報提供

◆オンライン資格確認について

当薬局はオンライン資格確認を行う体制を有しております。また、処方箋を提出いただいた患者様の同意に基づき、薬剤情報や特定健診情報等、調剤に必要な情報を取得・活用して調剤を行っております。

◆明細書の発行状況について

当薬局では、医療の透明化や積極的な情報提供の推進のため、領収証を発行する際に、調剤報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。明細書には使用した薬剤の名称等が記載されます。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は受付にてその旨をお申し出下さい。